

朝霞市規則第 4 号

朝霞市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

朝霞市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和 4 6 年朝霞市規則第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 を次のように改める。

別表第 4（第 6 条関係）

経験年数換算表

経歴		換算率
国、地方公共団体、旧公共企業体、政府関係機関、外国政府又は民間における企業体、団体等の職員等としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間（常時勤務に服する者として職務に従事した期間又はこれに準ずる期間に限る。）	100 / 100
	その他の期間	100 / 100 以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間（正規の修学年数内の期間に限る。）		100 / 100 以下
その他の期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	100 / 100 以下
	その他の期間	25 / 100 以下（部内の他の職員との均衡を著しく失う場合は、50 / 100 以下）

別表第 5 を次のように改める。

別表第 5（第 7 条関係）

修学年数調整表

学歴区分	修学年数	基準学歴区分		
		大学卒	短大卒	高校卒
		(16年)	(14年)	(12年)
博士課程修了	21年	+5年	+7年	+9年
修士課程修了	18年	+2年	+4年	+6年
専門職学位課程修了	18年	+2年	+4年	+6年

大学 6 卒	1 8 年	+ 2 年	+ 4 年	+ 6 年
大学専攻科卒	1 7 年	+ 1 年	+ 3 年	+ 5 年
大学 4 卒	1 6 年		+ 2 年	+ 4 年
短大 3 卒	1 5 年	- 1 年	+ 1 年	+ 3 年
短大 2 卒	1 4 年	- 2 年		+ 2 年
短大 1 卒	1 3 年	- 3 年	- 1 年	+ 1 年
高校専攻科卒	1 3 年	- 3 年	- 1 年	+ 1 年
高校 3 卒	1 2 年	- 4 年	- 2 年	
高校 2 卒	1 1 年	- 5 年	- 3 年	- 1 年
中学卒	9 年	- 7 年	- 5 年	- 3 年

備考

- 1 学歴区分欄及び基準学歴区分欄の学歴免許等の区分については、それぞれ学歴免許等資格区分表に定めるところによる。
- 2 この表に定める年数（修学年数欄の年数を除く。）は、学歴区分欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格についての基準学歴区分欄の学歴免許等の区分に対する加える年数又は減ずる年数（以下「調整年数」という。）を示す。この場合において「+」の年数は加える年数を、「-」の年数は減ずる年数を示す。
- 3 級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄にこの表の学歴区分欄の学歴免許等の区分と同じ区分（その区分に属する学歴免許等の資格を含む。）が掲げられている場合におけるこの表の適用については、当該区分に対応する修学年数欄の年数をその者の有する学歴免許等の資格の属する区分に対応する同欄の年数から減じた年数をもって、その者の有する学歴免許等の資格についての当該級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄の区分に対する調整年数とする。この場合において、その年数が正となるときはその年数は加える年数とし、その年数が負となるときはその年数は減ずる年数とする。
- 4 学校教育法による大学院博士課程のうち医学若しくは歯学に関する課程又は薬学若しくは獣医学に関する課程（修業年限 4 年のものに限る。）を修了した者に対するこの表の適用については、学歴区分欄の「博士課程修了」の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ 1 年を加えた年数をもって、この表の修学年数欄の年数及び調整年数とする。
- 5 その者の有する学歴免許等の資格に係る修学年数及び調整年数について市長が別段の定めをした職員については、市長が定める修学年数及び調整

年数をもって、この表の修学年数及び調整年数とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(雑則)

2 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。